

令和4年1月25日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社宮下塗装店 金沢市城南2-21-20

2 指名停止期間

令和4年1月25日 から 令和4年2月7日 まで（2週間）

3 指名停止事由

令和4年1月11日、手取川水道事務所発注の「石川県水道用水供給事業 梯川水管橋塗装修繕工事(その1)」において、橋桁上でつり足場の組立作業を行っていたところ、二次下請業者の作業員が墜落制止用器具(安全带)のフックを外したまま移動した際に、バランスを崩して約4メートル下の法面に落下し、負傷した。

小松労働基準監督署は、同年1月19日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712